禁裏御所御用日記 九十

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

帝国図書館蔵書

禁裏御所御用日記

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

正月辛酉元日晴寒氣甚

一西方拜宣刊

出御宣刊同寸刊後

請陳政東皆雲喬卦

大正
6. 4. 13
購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

正月辛酉元日晴寒氣甚

一四方拜宣刑

出御宣刑同中刻御

清涼殿東階雲橋掛

御劍頭弁脂燭殿上

諸卿供奉庭上平伏地

下役人之所察須臾不來勅

曾根同為之敬仰皆古

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大正 6.4.13 購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一正五位下万里小路宣房朝臣
上総介従四位下
元亨三年二月廿日叙之
一参会始
今日初参内
従三位
権中納言
書保元之例之
一宣下
一上卿参内
一宣下
一上卿参内
一宣下
一上卿参内

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

三月十六

一 閑院宮、（[illegible]）生翎 三巻 [illegible]

門積子 [illegible]宮、（[illegible]）[illegible]

右 勅使 [illegible]

一 [illegible]宮、生翎 [illegible]

門積子 胡[illegible]宮、右[illegible]

右 勅使 [illegible]

一 [illegible]宮、生翎 [illegible]

門積子 [illegible]宮、[illegible]

右 勅使 [illegible]

一 [illegible]、生翎 [illegible]

右 門[illegible]使 [illegible]

[illegible]門積子 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 御所不出
十三日 壬 宸量
一 御所不出
十四日 癸 御所 稲荷祭
一 御所不出

十五日 甲 辰 伏見
一 御所不出
十六日 乙 巳 晴
一 御所不出
十七日 丙 午 昭八 御所小両
一 御所不出
十八日 丁 未 昭
一 御所不出
十九日 戊 申 昭 三王祭
一 御所不出
廿日 己 酉 伏見
一 公文茂祭 御所不出
下略上ニ掛ケ以前ハ御車ニシ
木ニ作リ以外俄ニ諸場ニ
御所ニ入ニ出ル 戸田二百ヶ
村刑土ニ上ニ休息ス
依ク 勅使 賀茂 申刻
西ニ戸田淡路 成寺刻 拝候
申刻 御神事も 亥刻ニ
解ス

三日庚寅雨音絶澤續大水

一雨不不来

四日辛卯晴

一雨所不来

五日壬辰晴風立

一雨不不来毋祥之日

六日癸巳晴

一雨不分任[illegible]

退[illegible]

一雨流[illegible]

[illegible]

七日甲午晴

一雨不不来父祥忌之[illegible]

[illegible]

一御物御蓋明日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九日 雨 中納

一 武家伝奏 広橋大納言 万里小路中納言 勧修寺宰相中将 日野中将 烏丸中将 小川坊城中将 高野宰相中将 柳原中将 日野弁 勘解由小路蔵人 高野蔵人

一 両伝奏 議奏 一通

一 両伝奏 議奏 武家伝奏 一通

一 両伝奏 議奏 武家伝奏 勧修寺宰相中将 日野中将 烏丸中将 小川坊城中将 高野宰相中将 柳原中将 日野弁 勘解由小路蔵人 高野蔵人 退出

一 両伝奏 議奏 武家伝奏 一通

十日 晴 中納

一 武家伝奏 広橋大納言 万里小路中納言 勧修寺宰相中将 日野中将 烏丸中将 小川坊城中将 高野宰相中将 柳原中将 日野弁 勘解由小路蔵人 高野蔵人 退出

一 両伝奏 議奏 武家伝奏 一通

十八日 雨 西刻土用入 三服 金雷門来刻

一准后様 先月ハ八拂
寄ハ 御中ニ日向ニ
三度 列先ニ代数 寄ハ
午刻ニ御夕 明ハ御ニ
御来ニ

一久ニ 御ニ 御ニ 中ニ
来ニ 御ニ 八人ニ
御ニ 又八朝 返ニ
ニ 御ニ 大朝 ニ 上ニ

一ニ 御ニ 御ニ 御ニ
神文ニ 御ニ

長和ニ 御
二月 御
川 御

石飯宮 御ニ 御ニ

上田 玄三

石飯 御ニ 御ニ 御ニ
御ニ 神文ニ 御ニ 御ニ
高閣ニ 御ニ 御ニ 御ニ

十九日 雨 金雷門

一ニ 御 准后様ニ 御使ニ
御ニ 中ニ 御ニ

一禁裏ニ 御ニ 御ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

去ル十一日曽根周防守
任官御役不勤免ニ
候ニ付自今ハ
二位ニ准ス家格
差免ル旨申渡ス
一役人石谷備後守
家督ニ付
御目見
仰付ル
一永井兵部少輔
病気ニ付
御役御免
願差出ス
一御台所様御
参詣ニ付
御先ニ
御小姓
御小納戸
御坊主
御供
一御台所様御
帰城ニ付
御先ニ
御小姓
御小納戸
御坊主
御供

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一仰ぎ候て拝し退も
一准后様上臈おかう殿
　　参らるゝ旨、長橋ニ仰ル
女二
一辛
　　巳晴曇寒気

参花ハ以元次ノ礼申上
相済ニ退モ二条ニ罷ル
放ケ事
一関東ヨリ上ル樋ヲ枝
其長相ノ大寄櫻紙
天高籠ニ入仮宮殿ニ
久我殿堂ニ於ケ雅
学ハ於ケ内ヲ雅学
可司代屋舗ハ於ケ上
一御馬飼菊亭家ハ司人
西京住ニ而伊賀井上
源丈ニ係ル雪ニ於ケ上
紫手縄ニ而張ル也
二日戊子晴 雪ニ而御礼十朔三
一伊勢ヲ辰年ヲ刻退モ 雅上
三日己丑晴
一伊勢ヲ辰年ヲ刻退モ
四日庚寅晴
一伊勢ヲ辰年ヲ刻退モ
五日辛卯晴
一伊勢ヲ辰年ヲ刻退モ
六日壬辰晴
一長橋ニ而病気大切ニ
御役ニ於ケ一ツ夜式部
典侍ニ成ル事ニ 當ニ
伊勢ヲ辰ニ伊ヲ

三日 壬 [illegible]

一 仔[illegible]

四日 庚 [illegible]

一 仔[illegible]

五日 辛 卯 [illegible]

一 仔[illegible]

六日 壬 [illegible]

一 長[illegible]

御[illegible]

典[illegible]

仔[illegible]

一 仔[illegible]

七日 癸 巳 [illegible]

一 [illegible]

旨[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 仔[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

八日 甲 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一久我大納言殿御帯事ニ付
諸家者ニ倍候ニ付
天脈諸診ニ成ニ付候ニ付
ニ付 年刻迄 右ニ乳倍候ニ
乳部諸所ニ付 刈 食ニ
与ハ返事ニ付ハ 始ニ成ニ 御者
明ニ付ニ付 諸侍 日 御所
盃ニ付 焼ハ明ニ付ニ付
候ニ付

一夏ニ付 伊勢ニ付 申ニ付ハ
倍候ニ付ニ付 申ニ付ニ付
ニ付 刈ニ付 言ニ付 吉付
ニ付ニ付 義知付 候ニ付 年ニ付
刈ニ付

九日 未晴

一上様ニ付 御例ニ付 夏
ニ付 御所ニ付 ニ付 ニ付
今 倍候 家ニ付 上ニ付
御 ニ付 各別ニ付 候ニ付
ニ付 御所ニ付 ニ付 ニ付

伊勢ニ付 ニ付 九 ニ付 帯
ニ付 ニ付 ニ付 ニ付
伊勢ニ付 年ニ付 退ニ付

十日 戌 申晴

一伊勢ニ付 年ニ付 退ニ付

一上様かこ不例ニ付[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十日 丙申 晴
一[illegible]
一[illegible]
[illegible]
十一日 丁酉 晴
一[illegible]
十二日 戊戌 晴
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日癸卯
一昨夜雨降
一伊勢守参内退出
十八日甲辰
一伊勢守参内之後
関白亭江被参候由
予も明日之定参内
之事ニ而
十九日乙巳
一伊勢守参内退出
一石三位被参
天脈奉拝診之後
暑気之通ニ而
御気分之事ニ而
下痢之気味
一伊勢守参内退出
一増阿闍梨
御前江
皆参上

廿三日己酉 帳後ニ発暁雷鳴

一伊勢ヨリ度々半刻迄退ル

一大河新人ノ分類ニ付候ニ

ニ伝ヘハ閉侍ハ心ニ近度

閉侍度 石本閉侍度 再人ニ

ハ并ニ文石本閉侍ハ七年山ニ

病ヲ蒙閉侍ハ山反七ヲ成

分閉侍ニ七ニ水ニ流ル中

納ニ居女十七ヲ此度大臣度 若

女ニ成ル山ニ寄ル方面ニ有ル

此呼ニ無ニ無ル元服ノ人

此当年中ハ山ニ重ル人ニ成ル

非ニ無ル事ニ正月ヲ服ル法ヲ

ニ成ル法ヲ云 百姓ニ明ル

当歳ノ年 新ヲ云ヲ 禄ニ

ニ元ヲ云 閉侍ハ新ニ上ヲ

此ニ定ニ石文 除ニ重ル 無ニ成ル

此又石蒙閉侍 替ル七ニ此ニ

此ニ成ル 此ニ施ル人ハ蒙閉侍ニ

此ニ近ノ新ヲ出ニ云ヲ

石ニ不成ル 武ノ四侍度ニ云ヲ

ニ後ニ成ル 此ニ對候ニ成

伊勢ヨリ来ル不果閉ニ七ニ元ヲ云

新ニ法ヲ萬ノ四ヲ 下ニ無ル

伝ニ有ル 此ヲ伊勢ヨリ一ニ

此ニ 此ヲ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

九七日癸丑晴

一伊勢ヶ原ゟ御仕年中到近也

九八日甲寅晴彼岸中日

一御集姫申別姫伊勢ヶ原

産ゟ西ヶ丁丸江中ゟ

麻ヶ下ニ西ヶ間也

九九日乙卯晴

一伊勢ヶ原ゟ千年到近也

晦日丙辰晴

一御幣ニ不浅ニ晩ゟ

巳又九月九日晩ゟ

我ゟ御幣ニ無之旨

到来ニ

一伊勢ヶ原ゟ御仕

九月朔日丁巳晴

一伊勢ヶ原ゟ御仕

二日戊午曇夜

一伊勢ヶ原ゟ御仕

三日己未晴

一伊勢ヶ原ゟ御仕

四日庚申晴 己刻地震 冬ノ雨 雷鳴夜ニ夜中ニ

一伊勢ヶ原ゟ御仕

八日辛酉雨

一伊勢ヶ原ゟ御仕

壬

一伊勢ち屋お仕

二日戊午 曇夜

一伊勢ち屋お仕

三日己未 晴

一伊勢ち屋お仕

四日庚申 晴 巳刻地震 冬二月雨 雷鳴夜ニ夜中ニ

一伊勢ち屋お仕

八日辛酉 雨

一伊勢ち屋お仕

六日壬戌 雨

一伊勢ち屋お仕

七日癸亥 晴

一伊勢ち屋お仕

八日甲子 晴 九月夜

一伊勢ち屋お仕

九日乙丑 雨 [illegible]

一伊勢ち屋お仕 大雨乳人ハ[illegible]

[illegible]

十日丙寅 晴

一伊勢ち屋お仕

十一日丁卯伏晴
一例幣 陰陽寮 宗像敬通 清原頼業 清原頼隆
一御己半刻 龍顔 園上卿
一三枝千尋 庭上 亀甲 半月 十六次
四足 判官 小槻孝亮
書 仮宣旨 弁
中務 侍従 中納言 重
右兵衛督 浦 四人
膳 高橋 義右衛門 清原定俊

一自今日面注 夏 土用 寒気 来廿日 寒冷 来

十二日戊辰 伏晴
一御湯 奉仕

十三日己巳 晴
一三枝千尋 庭上 亀甲 半月 十六次 冊

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用